

2024.12

あきた県民会議

Joho

No 259

発行

(公財) 暴力団壊滅秋田県民会議 (秋田県暴力追放運動推進センター)

〒 010-0951 秋田市山王四丁目1-5

018-824-8989 FAX 018-824-8990

令和6年度の、不当要求防止責任者講習はおかげさまで無事終了しました。令和7年度の同講習は、来年5月頃からの開催となります。事業者の方々は、不当要求防止責任者を選任し講習を受講されることをおすすめします。不当要求防止責任者講習は、暴力団対策法に基づき、事業所ごとに選任された不当要求防止責任者に対して、暴力団の情勢や暴力団からの不当な要求に対する対処法等に関する講習を実施しています。※不当要求事案は突然発生します。突然の発生に対処するため、受講し、万全の体制を整えておきませんか。

## 不当要求防止、暴力団排除のための事業推進中です!

### ◎暴力団情勢～警察庁組織犯罪対策課発表等

暴力団排除の推進

※前回258号からの続きになります。

#### 6 都道府県センターの活動状況

##### (3) 適格都道府県センターによる事務所使用差止請求制度の運用

都道府県センターは、適格都道府県センターとして国家公安委員会の認定を受けることで、指定暴力団等の事務所の使用により生活の平穏等が違法に害されていることを理由として、当該事務所の使用及びこれに付随する行為の差止めを請求しようとする付近住民等から委託を受け、当該委託

をした者のために自己の名をもって、当該事務所の使用及びこれに付随する行為の差止めの請求を行うことができるようになる。平成26年7月までに全国全ての都道府県センターが適格都道府県センターとして認定を受けています。

#### 【事例】

糾闘の主たる事務所に対する使用差止仮処分命令の決定(令和5年12月、大阪)

令和5年11月、適格都道府県センターとして認定を受けた公益財団法人大阪府暴力追放推進センターが、糾闘の主たる事務所の付近住民等から委託を受け、大阪地方裁判所に対し、同センターの名をもって同事務所の使用差止の仮処分命令の申立てを行ったところ、令和5年12月、同命令が決定された。

#### (4) 暴力団員の離脱促進、社会復帰の状況

令和5年中、警察及び都道府県センターに寄せられた、暴力団からの離脱に関する相談(暴力団構成員のほか、その家族及び知人等からの相談を含む)の受理件数は464件(就労に関する相談及び脱退妨害に関する相談等を含む)であり、同年中に、警察及び都道府県センターが援助の措置等を行うことにより暴力団から離脱することができた暴力団員は約310人となっている。

令和5年末現在、警察、都道府県センター、関係機関・団体等から構成される社会復帰対策協議会に登録し、暴力団離脱者を雇用する意思を有する事業者(以下「協賛企業」という)数は1,613社で、令和5年中、同協議会を通じて就労した者は26人となっている。また、令和4年2月に、警察庁において策定した暴力団から離脱した者の預貯金口座の開設に向けた支援策により口座開設に至った件数は、同月から同年12月末までに7件で、令和5年中は8件となっている。

※組織犯罪掲示板～12月13日長野県で暴力団員からダルマ売買の22事業者と暴力団員3人が公安委員会から勧告を受けています。不当要求があった場合は、躊躇せずに届出(相談)することが重要です。